

テナント事業者の皆様へ

店舗や事務所の家賃負担軽減のための 支援制度をご存じですか？

家賃支援給付金【国（経済産業省）】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上の減少に直面している
テナント事業者（賃借人）を対象とした、国の給付金制度です。

給付対象者

(①②③すべてを
満たす事業者)

- ① 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、個人事業者等
- ② 5月～12月の売上高について、1か月で前年同月比▲50%以上
または、連続する3か月の合計で前年同月比▲30%以上
- ③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

給付内容

法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給
(申請時の直近1か月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍)

募集期限

令和3年1月15日(金)まで

お問い合わせ

家賃支援給付金コールセンター
TEL.0120-653-930(受付時間8:30～19:00 土、祝日は除く)
ホームページ <https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>



広島市テナントオーナー支援事業【広島市】

新型コロナウイルス感染症により売上減少等の影響を受けている
**テナント事業者を支援するため、共助の精神に立って、こうした事業者が営む市内店舗・
事務所の家賃等の減額を行うテナントオーナー（賃貸人）を対象とした広島市の補助制度です。**

現在、広島市のホームページや広報誌による広報のほか、不動産関係
団体等を通じ、テナントオーナーへの周知を図っています。

補助対象者

次のテナント事業者(資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、個人事業者等)の
家賃等について、2割以上の減額を行うテナントオーナー

- 新型コロナウイルス感染症により売上減少等の影響を受けている方
- 新型コロナウイルス感染症の影響により生じた空き店舗等への新規入居者

補助内容

【補助率】1店舗等につき、減額家賃等×2/3

【補助限度額】1店舗等につき、20万円/月×最大3か月分(1オーナーの限度額1,000万円)

【対象経費】令和2年4月～12月までの間の減額家賃等

募集期限

令和2年11月18日(水)まで

お問い合わせ

広島市テナントオーナー支援事業事務局(コールセンター)
TEL.082-236-3738(受付時間9:00～17:30 土、日、祝日は除く)
ホームページ <https://hiroshima-city-tenantownershien.jp>



よくあるお問い合わせ

Q1 申請に必要な書類を教えてください。

A1 申請に必要な書類は以下のとおりです。
(詳細については、コールセンターや経済産業省ホームページ等でご確認ください)

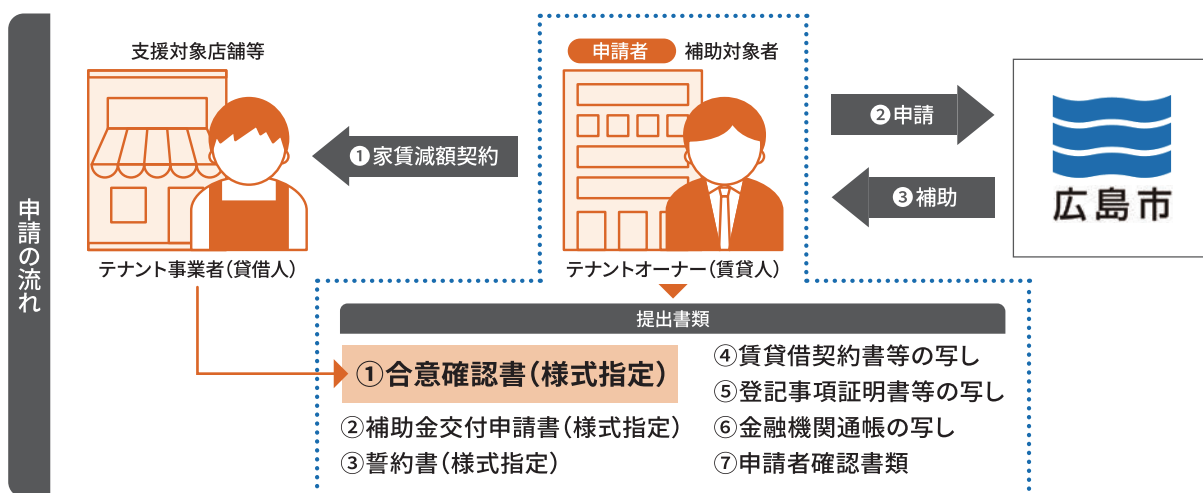
- ① 確定申告書別表一の控え(法人) 2019年分の確定申告書第一表の控え(個人)
- ② 法人事業概況説明書の控え(法人) 月別売上の記入のある2019年分の所得税青色申告決算書の控え(個人)
- ③ 申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳(経理ソフトの売上データ等)
- ④ 賃貸借契約書の写し
- ⑤ 直近3カ月間の賃料の支払い実績を証明する書類(金融機関の通帳の写し等)
- ⑥ 給付金の振込先の口座情報の写し(金融機関の通帳の表紙、1・2ページ目の両方)
- ⑦ 運転免許証等の本人確認書類の写し(個人のみ)
- ⑧ 自署の誓約書

Q2 管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか?

A2 賃貸借契約において賃料と一体的に取り扱われている管理費や共益費も賃料の範囲に含まれます。

Q1 補助申請は誰が行うのですか(テナント事業者も提出する書類がありますか)?

A1 本事業は、広島市内の店舗・事務所等の家賃の減額を行うテナントオーナー(賃貸人)が申請者となります(詳しくは表面の「補助対象者」を参照)。※なお、提出書類のうち、「合意確認書(賃借人の要件等の確認書類)」については、テナントオーナー(賃貸人)とテナント事業者(賃借人)の記名・押印が必要です。



Q2 テナント事業者(賃借人)が国の家賃支援給付金を申請(又は受給)しても、テナントオーナー(賃貸人)がこの補助金の申請を行うことは可能ですか?

A2 国の家賃支援給付金とは制度が異なりますので、本事業の補助要件を満たしていれば申請は可能です。

なお、国の給付金については、家賃減額の時期によって、テナント事業者(賃借人)の受け取る給付金額が減少する場合があります(詳しくは、広島市テナントオーナー支援事業事務局(コールセンター)までお問い合わせください)。